

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案 新旧対照表

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>（期日前投票） 第四十八条の二（略） 2（略）</p> <p>7 市町村の選挙管理委員会は、期日前投票所を設ける場合には、当該市町村の人口、地勢、交通等の事情を考慮して、期日前投票所の効果的な設置、期日前投票所への交通手段の確保その他の選挙人の投票の便宜のため必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>8 （略）</p> <p>附 則 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定並びに次条第三項から第五項まで並びに附則第四条から第七条まで及び第九条の規定は、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十三号）の施行の日から施行する。</p> <p>（検討）</p> <p>第九条 期日前投票所の開閉時間については、この法律の施行後における期日前投票の実施状況を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて、期日前投票所を開く時刻の繰上げその他の必要な措置が講ぜられるものとする。</p>	<p>（期日前投票） 第四十八条の二（略） 2（略）</p> <p>（新設）</p> <p>7 （略）</p> <p>附 則 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定並びに次条第三項から第五項まで及び附則第四条から第七条までの規定は、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十三号）の施行の日から施行する。</p> <p>（新設）</p>